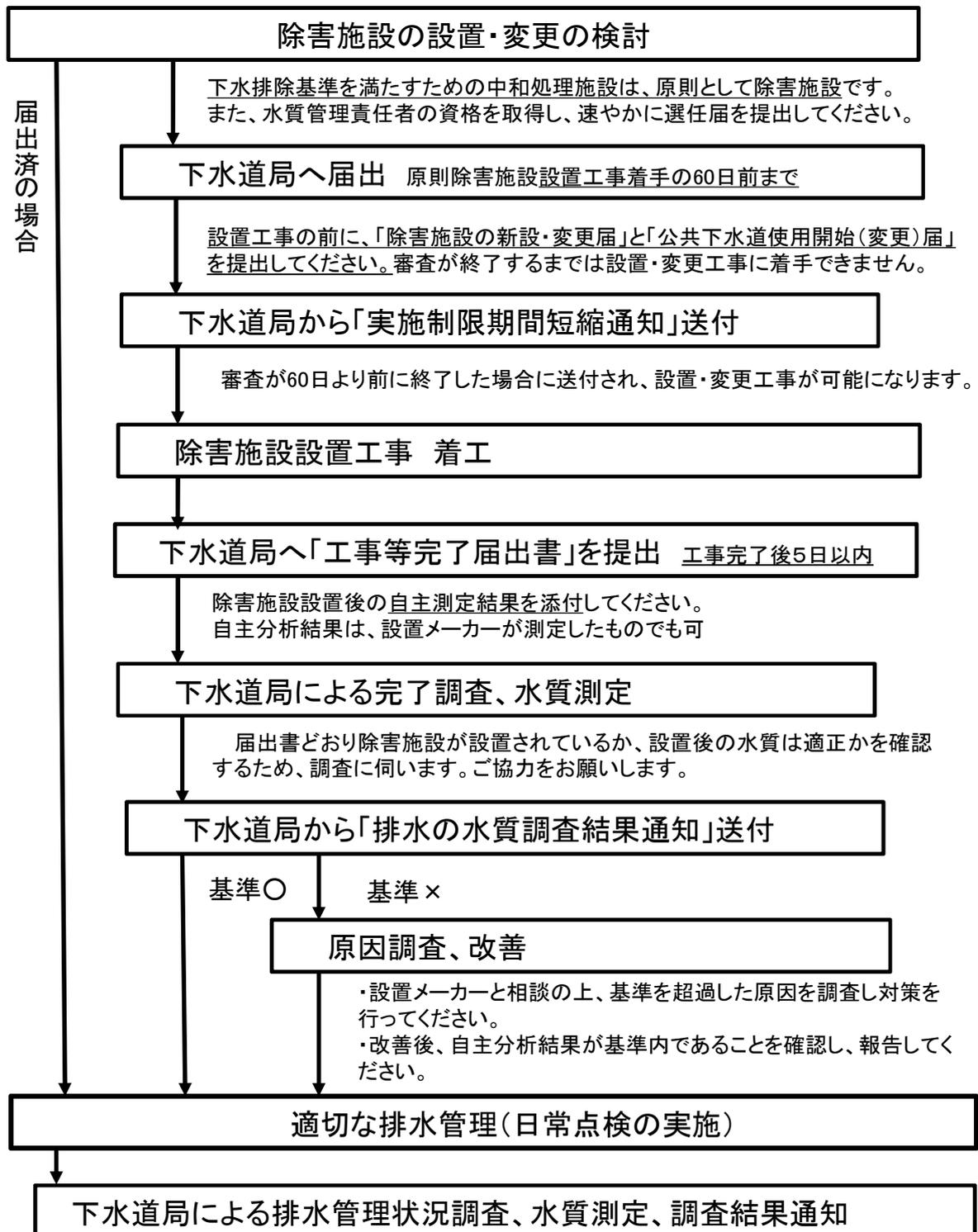


除害施設の新設・変更の流れ(透析医療機関向け)



除害施設設置後の排水管理状況を確認するため、下水道局が随時訪問調査を実施します。水質測定結果が下水排除基準を超過していた場合は、行政指導の対象となります。

除害施設の届出

- (1) 除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書(透析医療機関用)
- (2) 公共下水道使用開始(変更)届

水質管理責任者の届出

- (3) 水質管理責任者選任等届出書…当局が行う講習の修了証(甲)の写し等を添付